

# 療養病棟の看護配置

療養病棟では、療養病棟入院基本料 I の施設基準の届出を行っており、1日に5名以上の看護職員と5名以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝8時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は10人以内、看護補助者1人当たりの受け持ち数は10人以内です。
- ・夕方16時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内、看護補助者1人当たりの受け持ち数は30人以内です。
- ・深夜0時～朝9時まで、看護要員1人当たりの受け持ち数は30人以内、看護補助者1人当たりの受け持ち数は30人以内です。